



第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（概要）

～DVを許さない社会の実現を目指して～



「女性に対する暴力をなくす運動」
(毎年11月12日～11月25日)

女性に対する暴力根絶のシンボル
～パープルリボン～

計画の策定

○計画策定の趣旨

- ・配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、解決しなければならない重要な課題
- ・これまでの取組成果や課題等を整理し、改正DV防止法や国基本方針を踏まえ新たなDV防止計画を策定

○計画の位置づけ

DV防止法第2条の3第1項に基づく計画

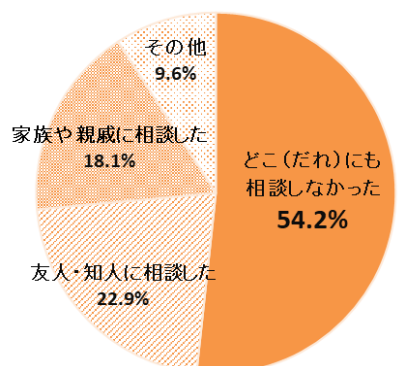
○計画の期間

2024年度～2028年度〈5年間〉

現状と課題

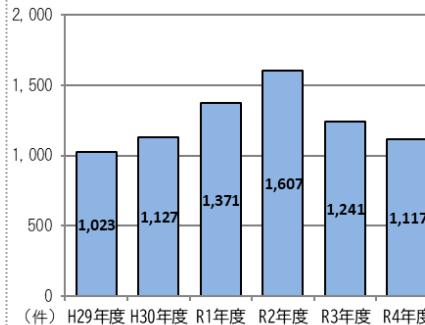
●DV被害の潜在化

DV被害を誰にも相談しなかった割合 54.2%（R2県調査）



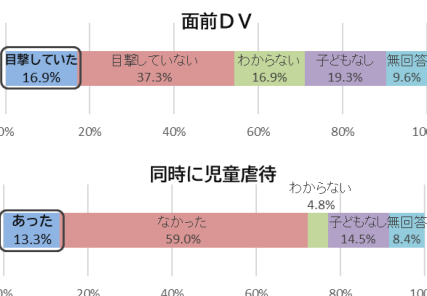
●DV相談が高い件数で推移

DV相談件数の推移(県配暴センター)



●こどもへの影響

面前DVの経験 16.9%
同時に児童虐待 13.3%
(R2県調査)



●DVについての認識不足

長時間無視・交友関係等の細かい監視（精神的暴力）が暴力にあたると思う割合 50%台（R2県調査）

●多様なDV被害者への配慮必要

当事者が複数の問題を抱えるなど相談内容が複雑化。
外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等に配慮した対応必要

●包括的な支援体制の必要

被害者が一時保護後に孤立がち。
安心して誰かとつながれる居場所・ネットワークが重要

第五次DV防止計画における基本目標

＜基本目標Ⅰ＞
配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進

＜基本目標Ⅱ＞
被害者の立場に立った相談・保護体制の充実

＜基本目標Ⅲ＞
自立に向けた切れ目のない支援の充実・強化

＜基本目標Ⅳ＞
施策推進のための連携体制の強化

法改正により ◆官民の連携・協力が必要的記載事項へ ◆関係機関連携協議会が法定化

数値目標

| 対応 | 基本目標Ⅰ | 基本目標Ⅰ | 基本目標Ⅱ | 基本目標Ⅲ |
|-----|----------------------|---------------|--------------|-------------------------|
| 指標 | DV被害について誰にも相談しなかった割合 | DVについての認識 | 支援者向け研修会の理解度 | 当事者の居場所づくりに資する取り組みでの満足度 |
| 現況値 | 54.2% (R2) | 50%～80%台 (R2) | 54.5% (R4) | - % (R4) |
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| 目標値 | 30%以下 (R10) | 全て80%以上 (R10) | 80.0% (R10) | 80.0% (R10) |

施策体系

| 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 | |
|--------------------------|-----------------------------|--|---|
| Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進 | 1 配偶者等からの暴力を許さないという県民意識の醸成 | (1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた効果的な意識啓発の実施 | |
| | 2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実 | (1) 早期発見に向けた体制づくり (2) 通報への適切な対応 | |
| | 3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進 | (1) 若年層に対する意識啓発の推進 (2) 教職員や警察、行政職員等への研修会の実施 (3) 学校における教育等の実施 | |
| Ⅱ 被害者の立場に立った相談・保護体制の充実 | 4 誰もが安心して相談できる環境の整備 | (1) 相談につなげる体制強化 (2) 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 (3) 女性相談支援員等による適切な支援 (4) 警察における支援 (5) 地域における相談体制の充実 | |
| | 5 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への配慮 | (1) 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への対応の充実 | |
| | 6 被害者への配慮 | (1) 被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底 | |
| | 7 多様なケースに対応できる相談員等の資質向上 | (1) 相談員等の資質向上のための取組実施 (2) その他職員に向けジェンダーの視点を取り入れた研修の実施 | |
| | 8 緊急時の安全確保及び一時保護の充実 | (1) 緊急時における安全の確保 (2) 一時保護体制の充実 | |
| | 9 こどもに対する適切な支援の実施 | (1) 心理的ケア体制の整備と学習支援等の充実 (2) こどもが安心して生活できる環境整備 | |
| | 10 保護命令に対する適切な支援と対応 | (1) 保護命令制度への対応 | |
| | Ⅲ 自立に向けた切れ目のない支援の充実・強化 | 11 被害者に寄り添った包括的な支援 | (1) 福祉制度を活用した支援の実施 (2) 被害者の自立に向けた切れ目のない支援 (3) 民間団体等と連携した包括的・継続的な支援 (4) 被害者のこどもが安心して暮らせるための支援 (5) その他被害者への適切な情報提供・連携 |
| | | 12 就業支援の実施 | (1) 就業支援機関の活用 (2) 就業に向けた情報提供・助言 |
| | | 13 住宅確保に係る支援の充実 | (1) 住宅への入居支援 |
| Ⅳ 施策推進のための連携体制の強化 | 14 関係機関のネットワークの充実 | (1) 関係機関連絡協議会等の充実 (2) 被害者支援のためのネットワークの強化 | |
| | 15 市町村・国との連携強化 | (1) 市町村における施策推進のための情報提供・支援 (2) 国の施策の情報提供・連携 | |
| | 16 民間団体等との連携と協働 | (1) 民間団体等との連携の促進 (2) 民間団体等と連携した人材の育成 | |
| | 17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備 | (1) 苦情の適切かつ迅速な処理 | |
| | 18 調査研究の推進 | (1) 被害者保護に関する調査 (2) 加害者更正に向けた調査研究 | |